第２節　更生債権等の弁済

１　基本方針

⑴　金銭による弁済

確定更生債権等の弁済は、眼鏡用レンズ事業を評価したスポンサーからの出資払込金（４億円）、第７章第３節に定めるスポンサーの出資日時点において更生会社が有する手元現預金のうち、分割新会社が負担する共益債権等の弁済見込額及び更生会社の運転資金（5000万円）を控除した余剰資金、並びに、ワシ興産及びワシマイヤーの認可された更生計画に基づく更生会社への弁済金を原資として、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括して行う。

⑵　更生債権者に対する無議決権優先株式の発行と分割新会社の残余財産の分配

更生会社の眼鏡用レンズ事業以外の資産等は分割新会社が承継し、その換価処分等による資金を原資とする弁済は、以下の方法によって行う。

分割新会社は、会社分割に際して承継した確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権の更生債権者を割当先とする無議決権優先株式を発行する。分割新会社は、更生会社から承継した資産等を換価（債務の支払いを含む。）した後に、解散して清算手続に入り、残余財産の分配の方法により無議決権優先株式の株主（元の更生債権者）に対して金銭を支払う。かかる無議決権優先株式の発行という手法をとることにより、仮に分割新会社へ承継された資産の価値が上振れ又は下振れしたときに、それに応じて更生債権者への実質的な弁済額も上振れ又は下振れをすることとなる。ただし、資産の価値が上振れしたこと等を理由として、分割新会社に法人税の負担が生じた場合、それは実質的に更生債権者の負担となる。

２　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

更生担保権については、確定更生担保権額の全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

３　優先的更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　公租公課

延滞金等免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括納付する。

⑵　労働債権

更生手続開始決定日以降の利息・損害金は全額について更生計画認可決定時に免除を受け、債権額全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括して弁済する。本計画案提出後、更生計画認可決定以前に退職した労働者が有する労働債権については、損害金免除後の債権額全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

４　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

⑴　更生手続開始決定日以降の利息・損害金

更生手続開始決定日以降の利息・損害金は全額について更生計画認可決定時に免除を受ける。

⑵　元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金

①　前記⑴による免除後の確定更生債権額のうち、100万円以下の部分は全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に更生会社が一括弁済する。

②　前記⑴による免除後の確定更生債権額のうち、100万円を超える部分は、更生計画認可決定時にその81.0％について免除を受ける。なお、同免除率は、更生計画案提出時点における見込に基づいて定めた値であり、更生計画案提出後に、第７章第３節に定めるスポンサーの出資日時点において更生会社が有する手元現預金から分割新会社が負担する共益債権等の弁済見込額及び更生会社の運転資金（5000万円）を控除した余剰分の金額、並びにワシ興産及びワシマイヤーの更生計画に基づく更生会社への現金による弁済金額、分割新会社の資産の換価回収及び共益債権の弁済結果によって調整を行うものとする。

③　前記①②による免除後の確定更生債権（100万円を超える19.0％（見込率）部分）のうち、

ア　15.5％（見込率）部分を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に、更生会社が金銭で一括弁済する。

イ　3.5％（見込率）部分については、分割新会社が会社分割により免責的に承継した上で、本件効力発生日（第７章第１節２において定義される。）から２ヶ月以内に、当該確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権を有する者を割当先として、分割新会社が無議決権優先株式を発行する。

第３節　株主の権利等の変更

更生会社が発行済株式の全部を無償で取得した後に、取得した全株式を消却する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

１　確定更生担保権

件数	金　　額	別　表
４件	270,627,403円	３

２　権利の変更及び弁済方法

別表３「更生担保権弁済計画表」記載の確定更生担保権については、同表「弁済額」欄記載の金額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

１　公租公課

⑴　届出債権

件数	金　　額	別　表
６件	14,777,489円及び額未定	４－１

（内訳）

ア　本税等　14,761,689円

イ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　15,800円

ウ　更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等　額未定

エ　更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定

オ　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

①　別表４－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等（前記⑴イの債権）及び更生手続開始決定日から１年を経過して更生計画の認可決定があった場合は、当該経過日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等（前記⑴エの債権）については徴収権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

②　別表４－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、更生手続開始決定日から１年を経過する日までの延滞金等（前記⑴ウの債権。ただし、その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日までの延滞金等とする。）及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの延滞金等（前記⑴オの債権）については徴収の権限を有する者の意見を聴いた上で、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

③　別表４－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、前記①及び②による免除後の債権の全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に、一括して納付する。

２　労働債権

⑴　確定債権

件数	金　　額	別　表
４件	7,828,969円	４－２